

税務・保険医療窓口における延長・休日窓口の事前予約制の導入について

区の税務・保険医療窓口においては、区民サービスの向上を図るため、コンビニエンスストア、クレジットカード、スマートフォン決済アプリ等の収納チャネルの拡大、郵送やインターネット上での手続きで完結できる様式整備や電子申請による納付相談の拡充等、来庁しなくても支払い・相談を可能とすべく努めてきたところである。

このことにより、収納業務・納付相談を行っている延長・休日窓口の利用者は減少傾向にあり、また、特定の時間帯に窓口が集中し、密になる状況を抑制するため、延長・休日窓口における事前予約制を導入する。

1 現状

(1) 延長窓口

毎週火曜日、午後8時まで開設

(2) 休日窓口

毎月第3日曜日、午前9時から午後4時まで開設

2 予約制実施時期

令和4年6月

3 今後のスケジュール

令和4年4月 区報掲載、ホームページによる周知

5月 事前予約の受付開始

6月 事前予約制開始